

令和5年度 障害者差別解消研修 (合理的配慮の提供・情報アクセシビリティ)

(令和5年10月30日 9:30～14:45頃) <オンライン開催>

目的	<p>○障害者差別解消法(改正法)は来年4月に施行され、事業者においては合理的配慮の提供が義務化となる。事業者における体制・環境整備や国・地方公共団体における相談対応等を行う必要があるところ、多面的な観点で、合理的配慮に関する理解を深める。</p> <p>○障害者を包摂したサステナブルビジネスの展開が求められる中、情報アクセシビリティの向上に係る知見を深める。</p>
受講対象者	<ul style="list-style-type: none">・経済産業省職員(特に業所管課室)・自治体職員・企業・業界団体等のサステナブルビジネスの施策担当者、障害者相談窓口担当者、CSR担当者など
研修内容	<p><午前の部 障害者差別解消法に係る合理的配慮の提供></p> <ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法の改正等について【内閣府】・経済産業省所管事業者向けの対応指針改正【経済産業省】・合理的配慮に係る事業者のベストプラクティス【日本ショッピングセンター協会】・障害者を含めた包摂的社会実現について【NPO法人DPI日本会議】・合理的配慮のケーススタディ【経済産業省】 <p><午後の部 情報アクセシビリティの確保></p> <ul style="list-style-type: none">・共生社会とアクセシブルデザインについて【共用品推進機構】・情報アクセシビリティに関する国内外の先進事例【野村総合研究所】・事業者における取組事例(SureTalkについて)【ソフトバンク株式会社】

●合理的配慮

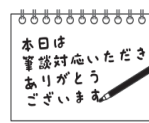
日常生活では、障害のない人には簡単に利用できたとしても、障害のある人には利用が難しい場面があります。このような場合に、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

！ 来年の合理的配慮の提供の義務化に備え
合理的配慮や建設的対話について学びましょう！

意思疎通への配慮(例:弱視難聴)

【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

(出典) 内閣府合理的配慮リーフレット

担当 経済産業政策局経済社会政策室 青柳・芳賀
(連絡先) 03-3501-0650